

■用途地域、特定用途制限地域における建築物の規制概要

建てられる用途 建てられない用途														滝川市			
														都市計画区域白地地域			
														農村環境 保全地域	主要幹線 沿道地域		
①、②、③、④、▲ 面積、階数等の制限あり		第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考			
住宅		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
兼用住宅（店舗・事務所等の部分が一定規模以下のもの）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
店舗・飲食店等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び洋服店等のサービス業用店舗で2階以下	①	○	
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	④			○	
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,000㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	④	①に加えて、物品販売店舗、飲食店、銀行の支店等のサービス業用店舗で2階以下		○	
	店舗等の床面積が、1,000㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	④	③ 2階以下		▲※	
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	④			▲※	
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	④	④ 物品販売店舗及び飲食店以外		▲※	
店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの									○	○	○					▲※	
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○		▲ 2階以下		○	
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○				○	
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○				○	
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○				○	
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○					○
ホテル、旅館						▲	○	○	○	○	○		▲ 3,000㎡以下			○	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パティンク練習場等					▲	○	○	○	○	○	○		▲ 3,000㎡以下		○	
	カラオケボックス等						▲	▲	○	○	○	▲	▲	▲ 10,000㎡以下		▲※	
	麻雀屋、ばちこ屋、射的場、馬券・車券発売所等						▲	▲	○	○	○	▲		▲ 10,000㎡以下		▲※	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場（客席部分10,000㎡以下のもの）							▲	○	○	○			▲ 客席200㎡未満		▲※	
	キャバレー、ダンスホール等									○	○					○	
	個室付浴場等										○						
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもので床面積が、10,000㎡を超えるもの（※）									○	○	○				▲※	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○					○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	
	老人福祉センター、児童更生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下	▲	○	
自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下		○		
工場・倉庫等	単独自動車車庫（附属車庫を除く）				▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 かつ 2階以下		○	
	建築物附属自動車車庫		①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	①、②、③については、当該敷地内にある建築物（自動車車庫を除く）の延べ面積以下でかつ下記の条件を満たすもの ① 600㎡以下かつ1階以下 ② 3,000㎡以下かつ2階以下 ③ 2階以下	①	○	
			※一団地の敷地内について別に制限あり														
	倉庫業倉庫								○	○	○	○	○				
	畜舎（15㎡以下のもの）						○	○	○	○	○	○	○			○	○
	畜舎（15㎡を超え、100㎡以下のもの）							○	○	○	○	○	○			○	○
	畜舎（100㎡を超えるもの）						▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下		○	○
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下				▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下かつ原動機出力が0.75kw以下	▲		○
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場						①	①	①	②	②	○	○	① 作業場の床面積が50㎡以下			○
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場									②	②	○	○	② 作業場の床面積が150㎡以下			○
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場											○	○				○
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場												○				
	自動車修理工場							①	①	②	③	③	○	○	① 作業場の床面積が50㎡以下 ② 作業場の床面積が150㎡以下 ③ 作業場の床面積が300㎡以下 他に原動機出力制限あり		○
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設					①	②	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下かつ2階以下		○
		量がやや多い施設									○	○	○	○	② 3,000㎡以下		○
		量が少ない施設											○	○			○
量が多い施設													○				
ほか	産業廃棄物処理施設																
	ガソリンスタンド等						○	○	○	○	○	○	○			○	
工作物	クラッシャープラント等（原動機使用）											○	○			○	
	コンクリートプラント等（原動機使用）											○	○			○	
	アスファルトプラント等												○				
	アスファルト精製工場												○				
	産業廃棄物処理施設						○	○	○	○	○	○	○			○	
	観覧車、コースター、ウォーターシュート等遊戯施設						○	○	○	○	○	○	○			○	
	上記以外の工作物						○	○	○	○	○	○	○			○	

▲※：1,000㎡以下（特別用途地区：（仮称）商業業務誘導地区 第三種）と同じ考え